

富山市教育委員会 6 月定例会 資料

富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部改正について

[富山ガラス造形研究所]

(1) 趣旨

より魅力ある、選ばれる学校を目指すためのカリキュラム改編（令和 7 年 4 月からの「フレームワークの必修科目化」及びこれに伴う授業科目、単位数の見直し）に合わせて、富山市立富山ガラス造形研究所学則の改正を行うもの。

(2) 改正内容

- ・成績評価区分の詳細化

第 10 条中「A」を「S、A」に改める。

- ・研究科の修了認定の表現をより正確に修正。

第 28 条第 1 項中「60 単位以上」を「60 単位」に改める。

- ・造形科、研究科の科目及び単位数の改編

（フレームワークの必修科目化等、作家としての自立に資するべく、より魅力的、実践的な内容への見直しを行うもの。）

造形科の授業科目及び単位数を定めた「別表第 1」（第 6 条関係）及び研究科の研究科目及び単位数を定めた「別表第 2」（第 27 条関係）について、それぞれ改めるもの。

（別添：新旧対照表を参照ください。）

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部改正新旧対照表

現行	改正案																								
第1条～第9条 (略) (成績の評価) 第10条 成績の評価は、 <u>A</u> 、B、C、Dとし、Dは不合格とする。 第11条～第27条 (略) (修了の認定等) 第28条 修了の認定は、2年(第32条の規定において準用する第17条及び第18条の規定により入学した者にあつては、1年)以上在学し、 <u>60単位以上</u> を修得した者について所長が行う。 2・3 (略) 第29条～第37条 (略) 別表第1 (第6条関係) 1 造形科(第1学年)	第1条～第9条 (略) (成績の評価) 第10条 成績の評価は、 <u>S</u> 、 <u>A</u> 、B、C、Dとし、Dは不合格とする。 第11条～第27条 (略) (修了の認定等) 第28条 修了の認定は、2年(第32条の規定において準用する第17条及び第18条の規定により入学した者にあつては、1年)以上在学し、 <u>60単位</u> を修得した者について所長が行う。 2・3 (略) 第29条～第37条 (略) 別表第1 (第6条関係) 1 造形科(第1学年)																								
<table><tr><th>授業科目</th><th>必修・選択の別</th><th>講義、実習及び実技の別</th><th>単位数</th></tr><tr><td><u>吹きガラス I</u></td><td>必修</td><td>実習及び実技</td><td>9</td></tr><tr><td>キルンワーク I</td><td>〃</td><td>〃</td><td>6</td></tr></table>	授業科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数	<u>吹きガラス I</u>	必修	実習及び実技	9	キルンワーク I	〃	〃	6	<table><tr><th>授業科目</th><th>必修・選択の別</th><th>講義、実習及び実技の別</th><th>単位数</th></tr><tr><td><u>ホットワーク I</u></td><td>必修</td><td>実習及び実技</td><td>9</td></tr><tr><td><u>フレームワーク I</u></td><td>〃</td><td>〃</td><td><u>6</u></td></tr></table>	授業科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数	<u>ホットワーク I</u>	必修	実習及び実技	9	<u>フレームワーク I</u>	〃	〃	<u>6</u>
授業科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数																						
<u>吹きガラス I</u>	必修	実習及び実技	9																						
キルンワーク I	〃	〃	6																						
授業科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数																						
<u>ホットワーク I</u>	必修	実習及び実技	9																						
<u>フレームワーク I</u>	〃	〃	<u>6</u>																						

コールドワークⅠ	〃	〃	6
<u>基礎造形(平面)</u>	〃	〃	3
<u>基礎造形(立体)</u>	〃	〃	3

2 造形科(第2学年)

授業科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数
<u>吹きガラスⅡ</u>	<u>必修</u>	実習及び実技	6
キルンワークⅡ	1科目選択	〃	6
コールドワークⅡ			
卒業制作	<u>必修</u>	〃	15

3 造形科(第1学年、第2学年共通)

授業科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数
<u>バーナーワーク</u>	<u>学年ごとに1科目選択</u>	<u>実習及び実技</u>	3
<u>ステンドグラス</u>			
<u>ジュエリー</u>			
<u>金属加工</u>			
ガラス工芸史	必修	講義	1
ガラス材料学	〃	〃	1
総合造形	〃	〃	1

備考

- 1 総合造形を除き、前期のみ開講とする。

キルンワークⅠ	〃	〃	6
コールドワークⅠ	〃	〃	6
<u>基礎造形(平面・立体)</u>	〃	〃	3

2 造形科(第2学年)

授業科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数
<u>ホットワークⅡ</u>	<u>1科目選択</u>	実習及び実技	6
<u>フレームワークⅡ</u>			
キルンワークⅡ	1科目選択	〃	6
コールドワークⅡ			
<u>造形演習</u>	<u>必修</u>	〃	3
卒業制作	〃	〃	15

3 造形科(第1学年、第2学年共通)

授業科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数
ガラス工芸史	必修	講義	1
ガラス材料学	〃	〃	1
総合造形	〃	〃	1

備考

- 1 総合造形を除き、前期のみ開講とする。

2 ガラス工芸史及びガラス材料学は、隔年開講とする。 3 総合造形は、2年間をもって履修する。		2 ガラス工芸史及びガラス材料学は、隔年開講とする。 3 総合造形は、2年間をもって履修する。	
別表第 2 (第27条関係)		別表第 2 (第27条関係)	
1 研究科 (第1学年)		1 研究科 (第1学年)	
研究科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数
<u>研究Ⅰ</u>	必修	実習及び実技	<u>12</u>
<u>研究Ⅱ</u>	"	"	<u>12</u>
<u>応用造形</u>	<u>"</u>	<u>"</u>	<u>6</u>
2 研究科 (第2学年)		2 研究科 (第2学年)	
研究科目	必修・選択の別	講義、実習及び実技の別	単位数
<u>研究Ⅲ</u>	必修	実習及び実技	15
<u>修了制作</u>	"	"	15
様式第 1 号～様式第 8 号 (略)		様式第 1 号～様式第 8 号 (略)	

令和6年6月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和6年6月6日（木）～6月27日（木）
※一般質問…… 6月10日、13日、17日
- 2 概 要 3日間の一般質問において9人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）学校再編に伴う多様化の促進について

①自由民主党 泉 英之 議員（6月10日）

（問）「（仮称）富山市こども計画」は未就学児に限定したものではなく、こども全般に関わるものであることから、教育委員会としての取組について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）「（仮称）富山市こども計画」はこども大綱を勘案して策定が進められているところですが、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会であると記されております。

このような「こどもまんなか社会」の実現に向けての、市教育委員会の取組といたしましては、

- ・市教育委員会の重点項目である「主体性のある子どもの育成」を目指し、問題解決的な学習の充実に向けた「主体性を育む研修会」の実施や、問題解決的な学習で「まとめ・表現」する過程における児童生徒の話す力やプレゼンテーション能力の育成に向けたアルバメソッドの導入
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市教育センターへの来所・電話相談によるカウンセリング推進事業、特別支援教育に関する情報提供を行う就学相談など児童生徒一人一人のニーズに応じた教育相談の充実
- ・学校へ行きづらさを感じている児童生徒が、自分に合ったペースで学習、生活することができる校内サポートルームの設置などの不登校児童生徒等への支援の充実
- ・経済的な理由により、就学が困難な児童生徒への学用品や部活動に必要な用具等の費用についての就学援助

などが挙げられます。

（問）統廃合によるスクールバス等の通学時間について、通学の目安を片道一時間以内としている根拠について問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、令和2年11月に策定した「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」の中で、スクールバスや公共交通機関を利用した場合の望ましい通学時間を、自宅から学校まで概ね1時間以内としているところであります。

その根拠といたしましては、国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、通学時間の目安を、適切な通学手段を確保することで、「概ね1時間以内」とされております。

また、こうした国の見解に加え、令和2年度に本市の学校再編を進める上での基本的

な考え方について、富山市通学区域審議会に諮問したところ、望ましい通学時間については、市民アンケート結果や、本市の冬の気象条件、道路事情、除雪の状況などの地域性を踏まえて、総合的に審議された結果、概ね1時間以内とするとの答申を受け、基本方針として定めているものであります。

(問) 統廃合によるスクールバス等の通学時間について、保育所を卒園したばかりの児童に、長距離のバス移動を強いることについての見解を問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会としましては、学年に関わらず、学校再編により、一定程度の集団の中で学ぶことができる教育環境を実現することで、互いに切磋琢磨するとともに、多様な意見や価値観に触れ、コミュニケーション能力や協調性が育成されるなどの教育的効果が期待されることから、学校規模の適正化に取り組んでいるところであります。

その一方、学校再編が進捗することで、通学距離が長くなる児童生徒の増加が見込まれるため、スクールバスの運行等の通学手段については、地域住民や保護者のご意見を伺いながら検討し、これに伴う不便や負担が過度なものにならないよう配慮していく必要があると考えております

こうしたことから、市教育委員会としましては、地域が主体となって学校再編について議論する地域協議会において、学校再編により得られる教育的効果が期待されること、場合によってバス通学をお願いすることなども含めて必要な情報提供を行い、地域住民や保護者との対話を重ねた結果、合意が得られた校区から学校再編を推進してまいりたいと考えております。

(問) 統廃合によるスクールバス等の通学時間について、遠距離通学児童の毎日2時間の義務教育を受けるために費やされてしまう時間的損失と児童の間に不平等が生じてしまう事について、見解を問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 議員ご指摘の、通学に係る時間的損失と、児童の間の不平等が生じてしまうというご意見につきましては、学校再編に関わらず既存の校区においても、児童の居住地の違いによって時間差が生じていることから、通学時間だけに絞って議論することは適切ではなく、小学校の規模が適正化することで、プラスの教育的効果が期待されることとの兼ね合いを含めて総合的に考えるべきことと認識しております。

いずれにいたしましても、先程の繰り返しとなりますが、市教育委員会としましては、必要な情報提供を行ったうえで、地域住民や保護者の合意が得られた校区から学校再編を推進してまいりたいと考えております。

(問) 少子化による児童数減少が止まらない中においても、不登校児童数が増加している現状について、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市における不登校児童生徒数は増加に歯止めがかからず、近年においては小学校での不登校児童が急増しており、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、その主たる原因は、「無気力・不安」、「学業不振」、

「生活リズムの乱れ」が多くを占め、なかにはいくつもの要因が重なっている不登校児童生徒もおります。

新型コロナウイルス感染症の拡大という、これまで経験したことのない大きな試練に直面したことで、人々の生活様式が変化し、価値観が多様化するなど、これまで「学校に登校する」という結果だけを目標とする考え方から、一人一人の児童生徒の状況に合わせ、社会的自立に向けて学校外にも学ぶ環境を求めていこうとする考えが社会全体に広がってきたことも一つの要因と考えられます。

このようなことを踏まえ、市教育委員会では、不登校児童生徒への支援として、

- ・今年度の新規事業として、校内サポートルームを小学校8校、中学校9校に開設
- ・市内2か所の適応指導教室、いわゆるMAPの運営
- ・富山市子どもの村や市内の社会教育施設等における体験活動の実施

など、教室や学校以外においても子どもの居場所づくりを進めてきたところであります。

市教育委員会といたしましては、児童生徒が誰一人取り残されことなく、自己実現や社会的自立に向けて成長していくことができるよう、引き続き多様な居場所の創出に努めてまいりたいと考えております。

(問) 児童生徒の通学事故に対する保険の加入状況、制度における医療費の支給割合、また、通学事故にあたって児童生徒に対する給付の適用範囲（部活動、学童保育、通学）について問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、児童生徒の通学中の事故をはじめ、学校における負傷や疾病、死亡等に備え、保護者の同意に基づき、災害共済給付制度に加入しており、令和6年度は、小・中学校の児童生徒の99.9%にあたる28,000人余りが加入しているところであります。

本制度における医療費の支給割合につきましては、事故等が発生した場合、療養費3割と療養に伴う費用の1割を加算した保険診療に係る医療費総額の4割が給付されます。

また、給付の適用範囲は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法で規定する学校の管理下とされており、対象となるケースとしましては、

- ・部活動での怪我や自宅から集合場所までの移動途中の怪我
- ・学童保育を受けた後の帰宅途中の怪我
- ・児童生徒の通学途中の怪我

などがあります。

(問) 国の方針には、「通学区域制度の弾力的運用」「学校選択の機会の拡大」が、市町村教育委員会の責任に基づきとあるのに対し、これを「保護者の責任」へと転嫁している富山市教育委員会の姿勢は「子育て日本一とやま」を掲げる富山市の方針に背く重要な事象であり、要件から即座に削除すべきと考えるが、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 昭和62年5月8日付文部省通知「臨時教育審議会『教育改革に関する第三次答申』について」においては、区域外就学の一層の弾力的運用等の工夫を市町村教育委員会の権限と責任に基づき地域の実情に即してこの制度の運用について検討する必要があるこ

とや、平成8年12月16日付行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」において、学校選択の弾力化に向けた取組についての提言がなされました。

市教育委員会といたしましては、これらを受け、これまで学校選択の弾力化の具体策として、児童生徒の希望や、子どもに適した教育を受けさせたいという保護者の願いを叶えるために、「保護者の負担及び責任において通学させること」という要件を付して、市教育委員会の権限と責任に基づき、中学校学校選択制や小規模特認校制を導入してきたところであります。

中学校学校選択制や小規模特認校制により通学する場合、通学距離や時間が長くなるため、児童生徒が安全な方法で通学するには、保護者のご理解とご協力が不可欠であることから、「保護者の負担及び責任において通学させること」を必要な要件としているところであります。

（問）総務省の特別交付税に関する省令の遠距離通学対策に要する交付税措置導入について教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）総務省の特別交付税に関する省令の遠距離通学対策に要する交付税措置につきましては、通学距離が概ね2km以上の児童、3km以上の生徒に対して市町村が通学費を補助している人数等により算定されることとなっております。

本市におきましては、通学費の補助による通学支援の実施は学校統合によって通学負担が必要となった児童生徒を対象とすることを原則としており、今年度は、昭和36年に実施した学校統合により通学の保護者負担が増えた太田小学校に通う児童のみを対象として特別交付税による通学費助成を導入しております。

市教育委員会といたしましては、通学区域外に居住する児童生徒とその保護者が中学校学校選択制や小規模特認校の制度を利用して入学を希望する場合、保護者の負担及び責任において通学させることなどを要件として就学を認めていることから、通学支援については考えておらず、特別交付税の通学費助成の対象とはしていないところであります。

（問）細入・山田地域の義務教育学校設立要望について、現在までの議論の推移と今後の見通しを問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）義務教育学校設立に関する要望書につきましては、令和2年9月3日に細入地域から、同年10月27日に山田地域から、それぞれ市教育委員会に提出がありました。

両地域において小中一貫教育を行う義務教育学校の設置につきましては、

- ・細入地域、山田地域につきましては、それぞれ同じ敷地内に小・中学校が併設されていること
- ・小・中学校の校長が連携して9年間を通じた教育活動を推進していることや、学校・地域・保護者が協力して学校運営を進めるコミュニティスクールについても小・中学校が一つになっていること
- ・併設型の校舎を生かし、一部の教員が小学校と中学校を兼務し、小学校における教科担任制の実施や中学校の免許外指導の一部解消を図っていること

・小・中学生の合同学習による交流を行い多様な仲間とふれあうなど、小規模校の課題を解消するよう努めていること

などの理由から、既に義務教育学校に近い状況にあり、現在のところは具体の議論を行っておりません。

(問) 「適正規模」「適正配置」による画一的な統廃合の方針から、通学に距離のある中山間地域等の小規模校を除外し、それぞれの地域の特性を生かした富山市独自の多様性教育を推進すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会としましては、市全体を俯瞰し、一定の尺度として、望ましい学校規模を小学校で12～18学級、中学校で9～18学級とし、学校規模の適正化を進めることとし、令和4年2月に「富山市立小・中学校再編計画」を策定しました。

しかしながら、この計画は、地域と議論を進めるためのたたき台としてお示ししたものであり、実際の学校再編の取組につきましては、地域の方が自ら協議会を設立し、地域住民の間で対話を重ね、合意が得られた地域から進んでいくことから、行政が画一的に進めていくものではないと考えております。

また、特に中山間地域では、学校を統合する場合において児童の通学距離、通学時間が他の地域と比較して増加することも考えられますが、今後も、全国的に少子化に歯止めがかからない状況のもと、本市の小・中学校が10年後、15年後において今以上に小規模化し、小学校における複式学級や、中学校における免許外指導がさらに増えていく教育環境が、子どもたちにとって良いものなのか、現在だけでなく将来を見据えて、今から地域の皆様と一緒に検討することが大切であると考えております。

市教育委員会といたしましては、小学校では12学級を下回るとクラス替えができず、子どもたち同士の間関係が固定化されてしまうこと、中学校では9学級を下回ると、9教科10科目の教員を配置することができないため免許外指導が発生することや部活動の選択肢が少なくなること等の課題が生じることから、学校規模の適正化は進めていかなければならないと考えております。しかしながら、学校規模の適正化には時間を要することから、例えば、小規模校に在籍する子どもたちの学びを充実させるため、小規模校同士の合同学習の実施や、異学年集団による学び合い等、イェナプラン教育のエッセンスを取り入れた学習を推進するなどしており、今後も本市独自の多様な学びの場を創出していきたいと考えております。

(2) 小泉八雲の蔵書について

①富山市議会自由民主党 豊岡 達郎 議員（6月10日）

(問) 若返りの泉という紙芝居を学校でどのように活用しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 「若返りの泉」の紙芝居は、小泉八雲の作品の継承に尽力し、文芸の発展に努めておられ、本市名誉市民である中尾哲雄氏が会長を務める「富山八雲会」によって、小泉八雲著の「若返りの泉」の原文を小学生向けの英語に直し、物語のシーンの絵を描くことで、小学生にも小泉八雲の作品を楽しめるように作成されたものであります。

この紙芝居は、令和５年度に「富山八雲会」から市教育委員会に寄付していただいたもので、電子データとして市内すべての小中学校で閲覧・活用できるようにするとともに、市教育委員会主催の小学校外国語活動・外国語科研修会に「富山八雲会」の方においでいただき、実演を通して紙芝居の使い方を紹介していただいております。

各学校におきましては、

- ・小学校高学年の外国語科の時間に使用し、外国語の音声や文字、表現等について日本語と外国語の違いを理解すること
 - ・地域の読書ボランティアがこの紙芝居を英語で読み聞かせることで、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむこと
 - ・小学校４年生が紙芝居のせりふを覚え、英語劇として他の学年に発表するなど、外国語で表現することを通してコミュニケーションを図る素地を養うこと
- など、工夫して活用していることが報告されております。

市教育委員会といたしましては、様々な研修会の折にこうした事例を紹介するなどして、活用を推進してまいりたいと考えております。

(問) ヘルン文庫の魅力を市民の方々に紹介する取組について問う。

＜図書館：教育長答弁＞

(答) 小泉八雲は、明治期の日本を英語の出版物で世界に紹介するとともに、「耳無芳一」や「ろくろ首」などの「怪談」の作品で有名であり、八雲の著作等は、日本の精神文化を知る上でも重要なことから、現在も研究活動が展開されていると伺っております。

こうした中、富山大学附属図書館にあるヘルン文庫につきましては、八雲の蔵書であった洋書約２,０００冊をはじめ、和漢書や手書き原稿などのほか、八雲に関する研究文献約２,６００点が所蔵・展示され、大変意義深いものであります。

このヘルン文庫の魅力を紹介するため、同図書館においては、月１回、同文庫を一般公開され、ボランティアによる貴重資料の解説等が行われているほか、高志の国文学館においては、「ふるさと文学の総合窓口」として文庫を紹介するため、常設展示室にコーナーを設置されています。

さらに、民間有志の取組としまして、平成１３年に設立されたヘルン文庫の調査等に取り組む富山八雲会では、本年４月にヘルン文庫１００周年を記念した講演会及びフォーラムを開催されたところであります。

このように各機関等において、文庫の魅力の紹介に取り組まれておられ、市図書館本館におきましても、平成３０年度に、八雲の研究者によるヘルン文庫をテーマとした講演会を開催しております。

また、市教育委員会では、教員の資質向上などを目的とした研修会「とやま教師塾」を実施し、研修の一つとして「ヘルン文庫」を訪ねた後、文庫の設立に尽力された馬場家を見学する講座を開催しております。

この取組は、教員がヘルン文庫等について理解を深め、児童生徒への紹介や八雲の作品の教材活用につながり、児童生徒が興味をもつきっかけになると考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、機会を捉えて、ヘルン文庫や八雲をテーマとした講演会を図書館において実施するなど、八雲の世界の一端を市民の方々に紹介することで、心豊かな暮らしづくりに寄与してまいりたいと考えております。

(3) 災害時における避難について

①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（6月10日）

（問）保護者の理解を得て、ライフジャケットや、防災ずきん・ヘルメットを常備しておくことを推進すべきと考えるが見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市の津波ハザードマップによりますと、避難対象地域を校区にもつ小中学校は19校あり、現在、その内4校に民間団体からの寄贈を受け、ライフジャケットが常備されております。

また、市内全域において、全校児童生徒数分の防災ずきんやヘルメットを学校内に常備している小中学校は4校となっております。

防災ずきんやヘルメットは、被災した際、頭部を守るためには大変有効なものであることから、市教育委員会といたしましては、着用が努力義務となっている自転車のヘルメットとの兼用や、体育服を入れるバッグを防災ずきんとしての代用など、学校での常備の方法について検討しているところであります。

また、ライフジャケットの着用につきましては、津波や洪水によって溺れることを防ぐ防災方法の一つとされていることから、他市町等の導入事例について調査・研究してまいりたいと考えております。

（問）保護者の理解と協力を得ながら、児童生徒の「防災ボックス」を常備することについて、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）万が一の災害に備えて、児童生徒が家庭で保護者とともに、非常用持ち出し袋の中身を考えたり、最寄りの避難所がどこにあるのかを家族と一緒に歩いて確認したりするなど、家庭の協力を得ながら、防災について学ぶことは、児童生徒にとって、災害を自分事としてとらえ、被災したときにあわてずに行動する力を育成するなど、防災教育を推進するために有効な手立ての一つと考えております。

議員から提案のありました「防災ボックス」につきましても、児童生徒が実際に備蓄品を自ら準備することで、防災教育の推進の一助になると考えられますが、各家庭の経済状況や非常食の消費期限の確認・更新等が懸念されることから、他都市の先行事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

(4) 学校教育現場における動物飼育について

①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（6月10日）

（問）学校で動物飼育を行うことの意義について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）学校教育における動物の飼育につきましては、小学校学習指導要領生活科解説において、地域や子どもの実態に応じて適切な動物を飼育し、子どもが安心して関わったり、成長の様子の特徴がとらえやすい動物との触れ合いを通して、生き物への親しみや、生命の尊さを実感することと示されております。

学校で動物を飼育することは、様々な動物と触れ合う中で、生命のすばらしさや不思議

議さ、動物と関わる楽しさを感じ、動物を慈しみ、命を大切にする心を育むことに加え、餌やり、飼育小屋の清掃、病気になった時の対応等、動物を飼うことの大変さや責任を実感することで、生命の尊さを実感したり、動物を含め他者を思いやる心が育まれる有意義なものであると考えております。

(問) 昨今の小学校での飼育活動の状況について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 令和５年度において、市内小学校で係活動や委員会活動として、何らかの動物を飼育している学校は３２校あり、ウサギやアイガモ、ガチョウ、クジャクなどの哺乳類や鳥類、金魚やコイなどの魚類が飼育されております。

過去の飼育状況と比較してみると、平成３０年度に動物を飼育していた小学校は３５校で、飼育活動を行っている学校の数も過去５年間ほぼ横ばいですが、平成３０年度に飼育していた動物は、ウサギやヤギ、モルモットといった哺乳類、ニワトリやアイガモ、ガチョウ、ウコッケイ、チャボ、インコといった鳥類が多くを占めておりました。

鳥インフルエンザの影響や、動物アレルギーのために飼育活動にかかわれない子どもがいるなど、様々な事情により、飼育する動物が大きく変化してきていると考えられます。

なお、すべての小学校において、理科の学習として、メダカ等の魚を飼育しており、卵から孵化する様子や魚が成長していく様子を観察することで、動物の発生や成長について学ぶ機会となっております。

(問) 学校における動物飼育活動の推進に向け、望ましい在り方について、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 学校で動物を飼育する際には、休日や長期休業中の世話、感染症予防への対応等、管理や繁殖、施設や環境などについて解決すべき課題が複数あり、特に哺乳類や鳥類については、学校で容易に飼育できないことが実情であります。

そのため、小学校におきましては、校外学習でファミリーパークを訪れ、こどもどうぶつえんにおいて小動物と触れ合う活動を行ったり、地域の協力を得て、休日や長期休業中に動物の世話をする飼育ボランティアを募るなどして、動物を飼育している学校もあります。

市教育委員会といたしましては、学校が地域の実情や子どもの実態を考慮しながら飼育動物を選定したり、社会教育施設や地域の人材等を有効に活用するなどして、動物と関わる体験を教育活動の様々な場面に取り入れていくことが大切であると考えております。

(5) 売薬資料館について

①富山市議会自由民主党 松井 邦人 議員（6月10日）

（問）売薬資料館の入館者数は近年、どのように推移しているのか問う。

＜民俗民芸村管理センター：事務局長答弁＞

（答）売薬資料館の近年の入館者数として、過去5年間について申し上げますと、

- ・令和元年度が7, 483人
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大防止などのために臨時休館を47日間行った令和2年度が5, 101人
 - ・同じく感染拡大防止のため臨時休館を26日間行った令和3年度が5, 560人
 - ・通年開館に戻りました令和4年度が6, 726人
 - ・能登半島地震の被害により臨時休館を70日間行った令和5年度が5, 718人
- となっており、臨時休館の影響もありますが、コロナ禍前の入館者数までには回復していない状況となっております。

（問）リピーター獲得に向け、どのような取組を行っているのか問う。

＜民俗民芸村管理センター：事務局長答弁＞

（答）売薬資料館では、来館していただく度に新たな発見ができるよう展示品の一部を随時入れ替えするとともに、年間4回程度の企画展を行うほか、数年に1回、特別展を開催しております。

また、夏休み期間には、来館を促すため、薬袋や紙風船の製作を体験できるワークショップを開催しているところであります。

これらに加え、ここ数年、特別展にのみ実施していた学芸員による展示品の解説会を、本年度から企画展においても行うこととし、現在開催中の企画展「薬の色・いろ」から実施するところであります。

市教育委員会といたしましては、今後とも、リピーターをはじめ多くの方に来館していただけるよう、引き続き、企画展等の充実とその周知に努めてまいりたいと考えております。

(6) 学校給食の無償化について

① 公明党 松井 桂将 議員（6月13日）

（問）小中学校の給食費の無償化について、今後の取組を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）これまでの議会でも答弁してまいりましたとおり、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、修繕費、人件費、調理場の光熱水費、給食センターから各学校への配送費等、多額の経費を市が負担している中、食材料費分のみを学校給食費として、保護者にご負担いただいているところであります。

こうしたことから、市独自での補助による学校給食費の無償化については考えていないところであります。

なお、国において、学校給食費の無償化の実現に向けた具体的方策の検討を行うとされていることから、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

② 立憲民主党 岡部 享 議員（６月１７日）

（問）本市の小・中学校において、仮に市単独で給食費を無償化した場合の必要額を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）学校給食法第１１条第２項では、学校給食費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担と規定されております。

このことを踏まえ、本市の小・中学校の児童生徒約３万人の給食費を無償化した場合の必要額は、令和５年度の実績をもとに算出いたしますと年間約１９億円の費用が必要と見込まれ、この額は、令和４年度と比較しますと約４，３００万円の増加、また、令和３年度と比較しますと、約１億３，０００万円の増加となっております。

児童生徒数が減少しているにもかかわらず必要額が増加している要因としましては、近年の食材料費や配送費の値上がり等によるものであり、今後につきましても、社会情勢が依然として不安定な状況の中、物価等のさらなる上昇リスクもあることから、給食費の無償化に必要な額はこれまでより上振れする可能性も考えられます。

（問）学校給食の無償化について、全国でも検討や取組が進められ、中核市においても６市、県内でも朝日町が実施しているが、本市における検討状況について問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）本年３月議会での公明党松尾議員の代表質問にお答えしましたとおり、国は、令和５年１２月２２日に閣議決定した「こども未来戦略」の中で、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、具体的方策を検討するとしております。

このことから、市教育委員会といたしましては、今後も国等の動向を注視するとともに他自治体の状況を調査・研究してまいりたいと考えております。

（問）学校給食の無償化は、教員の業務負担軽減に繋がると考えるが、教育委員会の見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）本市において、学校給食費の無償化を行う場合、学校では、保護者からの給食費の集金や市学校給食会への振り込み、未納者への督促といった事務が不要となることにより、教員の業務負担軽減は、一定程度図られるものと考えております。

しかしながら、日々各学校で行われている児童生徒の転出入や長期欠席の把握等に伴う食数管理、食物アレルギー対応など、給食にかかる教員が行う業務につきましても、きめ細やかな対応が引き続き求められることとなります。

また、学校では、給食費の他にも学用品費や修学旅行費など「学校徴収金」の集金事務があることから、教員の負担を解消するためには、「学校徴収金」と給食費の無償化を併せて対応する必要があると考えております。

（問）昨年１１月に中核市市長会として学校給食の無償化を全自治体で実現するよう財政措置を求めているが、学校給食の無償化について、市長の見解を問う。

＜学校保健課：市長答弁＞

（答）６月１３日の公明党松井議員の質問にお答えしましたとおり、学校給食の実施に必要

な多額の経費を市が負担している中、食材料費分のみを給食費として、保護者にご負担いただいているところであります。

令和5年11月に中核市市長会として、「学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、国の制度として無償化し、全ての自治体が無償化を実施できるよう、財源措置を講じること」について要望したところであり、市独自で学校給食費を無償化することについては、考えていないところであります。

なお、国において、学校給食費の無償化の実現に向けた具体的方策の検討を行うとされていることから、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

(7) 小・中学校の不登校について

① 立憲民主党 村石 篤 議員（6月13日）

(問) 富山市の不登校児童生徒の人数及びいわゆる「隠れ不登校」と呼ばれる不登校傾向にある児童生徒の人数を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市において令和5年度、病気等を除き年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学校では476人、中学校では644人となっております。

また、年間30日未満の欠席ではあるものの、教室へ入ることができず、相談室や保健室等へ登校し、支援を行った、いわゆる不登校傾向が見られる児童生徒数は、小学校では39人、中学校では59人となっております。

(問) 中学校3年生の不登校生徒の高校進学に向けた進路指導はどのようにしているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 高等学校への進学に向けての進路指導におきましては、何を学びたいのか、どのような高校生活を送りたいのかなど、目的意識を明確にもって進学できるよう、学級担任との面談等を通して、生徒自身が自己の興味・関心などの個性を理解したり、将来の生き方や生活について見通しをもつなど、自分と向き合う機会を大切に進めているところであります。

とりわけ、不登校生徒にとっては、学業の遅れ等から進学にあたって不安を抱いている場合もあることから、一人一人の生徒の夢や願いを丁寧に聞き取りながら進路指導を進めていくことが肝要であり、具体的な取組としては、

- ・学級担任による家庭訪問を通しての高等学校進学についての情報提供
- ・不登校による学業の遅れに対する不安を払拭するための個別の学習サポート
- ・放課後等、他の生徒がいない時間帯での面接練習

などを行っております。

市教育委員会といたしましては、不登校等の対応に関する研修会や不登校生徒の保護者向けの相談会等の充実を図り、不登校生徒への理解を深め、一人一人の生徒の状況に応じた進路指導となるよう、学校や保護者への支援に努めてまいりたいと考えております。

(問) 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」では、不登校対策における「学校復帰」の前提がなくなり「社会的自立」を目指すことが明記されているが、具体的な取組について問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 令和元年10月25日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることが示されました。

市教育委員会では、不登校児童生徒が社会的に自立する力を高めるため、

- ・ 婦中と豊田の2箇所に設置した「MAP」と称する適応指導教室における、学習やスポーツ、遊び、その他体験的な活動の実施
- ・ 一人1台端末を活用し、学習についての質問や進路に関する相談等に対応する「MAPオンライン相談室」の開設
- ・ 富山市子どもの村における火起こし体験や野菜の栽培、富山市科学博物館でのプラネタリウム鑑賞、富山市ファミリーパークにおける動物との触れ合い体験等の、児童生徒が自分の興味・関心に基づいて選択することができる体験活動の充実

等の取組を行っております。

参加した児童生徒は、興味・関心のある活動を自分で選び、自分なりの目標を決めて、時には互いに励まし合いながら、粘り強く取り組んでおり、これらの取組は、自己決定や協働の喜び、自己肯定感の高まりなどの社会的な自立に向けたよい機会となっているものと考えております。

市教育委員会といたしましては、児童生徒が学校外においても、様々な人々や社会との関わりを大切に活動を実施することで、今後も不登校児童生徒の社会的自立を支援してまいりたいと考えております。

(問) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、国や地方公共団体は子どもや親に対して、積極的に個々の適切な情報提供を行うことが明記されているが、市はどのような情報提供をしているのか。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 平成28年に制定されました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」におきましては、基本理念として、教育機会の確保等に関する施策は、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体、その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすることとあり、加えて令和元年10月25日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、フリースクール等の民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいとされております。

市教育委員会における市内小・中学校全ての保護者に対し、保護者連絡システム(テトル)を用いて、婦中、豊田の適応指導教室(MAP)の概要説明や、学校に行きづらい児童生徒のための体験活動の実施要項、不登校相談会の開催案内等を送信し、情報提供を行っております。

また、市教育委員会が開催する保護者を対象とした不登校相談会において、フリース

クール等の担当者に参加いただき、支援概要等の紹介や、個別の質問等に直接答えていただくなどの場を設定しております。

市教育委員会といたしましては、学校に行きづらいと感じている児童生徒の教育機会を確保するために、今後も関係団体との連携を図りながら、不登校児童生徒及び保護者に対して幅広く情報提供を行ってまいりたいと考えております。

(問) 小・中学校において、校内サポートルームが設置されたが、活用の状況を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 「校内サポートルーム」は、児童生徒が思い思いの過ごし方によって心のエネルギーをたくわえることができるような居場所であることをコンセプトとしており、利用する児童生徒が自分に合ったペースで学習したり、読書、軽運動、イラストや手芸などの創作活動等、学習以外にもやりたいことを自ら選択・決定して取り組むことができる環境を学校内に整備したものであります。

今年度から、小学校8校、中学校9校に新設した校内サポートルームにつきましては、5月末現在で129名の児童生徒が利用しております。

校内サポートルームを設置した学校からは、

- ・自分で一日の活動計画を決めることで、今までより意欲的に様々な活動や学習に取り組むようになった
 - ・校内サポートルームを利用する児童生徒同士や指導員との交流を通して、社会性を身につけるきっかけとなった
 - ・一時的に校内サポートルームにおいて心のエネルギーをたくわえることで、これまで早退していた児童生徒が再び学級に戻り、授業を受けるようになった
- などの成果が報告されております。

(問) 不登校生徒に対して、健康診断日を案内すべきと考えるが、見解を問う。また、診断を受ける生徒は、他の生徒と別の部屋で診断できるようにすべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 各学校におきましては、内科検診等の健康診断の実施日を含む学校行事の日程を、学校のホームページや学校だより等に掲載するとともに、不登校の児童生徒及びその保護者に対しては、家庭訪問や電話連絡、一人1台端末の連絡ツール等を通じて、あらかじめ連絡しております。

健康診断を実施する際には、児童生徒の実情に応じて、学校医の協力を得ながら、他の児童生徒の健康診断終了後に時間をずらして実施したり、別の場所で行うなどの配慮をしているところであります。また、健康診断の実施日に児童生徒が欠席した場合には、保護者や本人と相談の上、予備日や他の学年の実施日を活用するなどして、健康診断を受けられるよう配慮しております。

市教育委員会といたしましては、児童生徒に健康診断の機会を確保することで、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、学校における健康教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

(問) 不登校生徒に対して、中間・期末テストの期日を案内すべきと考えるが、見解を問う。
また、テストを受ける部屋は、別室が良いと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 各学校における不登校生徒への中間・期末テストの期日やテスト範囲の案内については、他の生徒と同様に確実に周知しており、その方法については、生徒の状況に合わせて、担任が家庭訪問する際に文書を届けたり、一人1台端末の連絡ツールを通じて送付するなどの対応をしているところであります。

不登校生徒の中には学業不振等が原因で不登校となっている生徒や、学校生活のことを考えると心の負担となる生徒もいることから、保護者や医療機関と相談の上、本人にはテストの期日を伝えない場合もありますが、このような場合においても保護者への周知は必ず行っております。

また、テストを実施する際の配慮として、教室での実施が難しい場合には、保健室や相談室での実施の他、保護者の協力を得て自宅での実施や、適応指導教室(MAP)での実施も可能であり、加えて、実施する教科を自分の学習の進捗状況に合わせて選択するなど、一人一人の状況に応じた実施の方法を自分で選ぶことができるようにしております。

(問) 不登校生徒に対して、修学旅行、卒業式への参加について、どのような配慮をしているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 不登校生徒に対する修学旅行の参加への配慮につきましては、旅行日程の説明や班別行動の計画、役割分担の決定等の事前学習の内容と日程を前もって伝えることで事前学習の見通しをもったり、参加できそうなところを自分で選んだりするなど、修学旅行に安心して参加できるような支援を進めております。

また、参加の仕方につきましても、保護者の協力を得ながら、途中参加や途中帰宅、保護者の付き添い等、一人一人の状態に合わせて様々な参加の仕方があることを伝え、生徒の不安な気持ちを和らげる取組も進めているところであります。

次に、卒業式の参加への配慮につきましては、自席での参加が難しい場合には、式場の人目につきにくい場所での参加や、相談室等の別室におけるオンラインでの参加など、複数の選択肢を示し、本人が参加しやすい方法を自ら決められるような配慮をしております。

また、式に参加できなかった生徒につきましては、式が終了した後も会場をそのままにしておき、一人一人の生徒に校長から直接、卒業証書を受け取る場と時間を設定するなど、すべての生徒にとって学校生活の有意義な節目として、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるよう、各学校で工夫して実施しているところであります。

(8) 医療的ケア児の受入れに関するガイドラインについて

① 富山市議会自由民主党 田辺 裕三 議員（6月13日）

(問) このガイドラインにおける医療的ケア児受入れの実施要件について問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

(答) 本ガイドラインは、令和3年度の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、市立小・中学校において医療的ケア児を安全に受け入れ、安心して通学できるように基本的な考え方や流れ、対応等について示したものであり、医療的ケアの実施により、学校生活が可能となる児童生徒に対し、他の子どもたちとのかかわりの中で、安全を確保しながら、教育を行うことを目的として活用することとしております。

また、実施にあたっては、保護者や教職員の協力を受けて、医療的ケア児の主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションから小・中学校に派遣された看護師が従事することとしております。

これらを踏まえ、市教育委員会が実施可能と認める受入れの実施要件につきましては、人員配置や施設環境等の学校での受入れ体制が整えられているとともに、

- ・病状や健康状態が安定し、学校生活において日常的に医療的ケアの必要性があること
- ・日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・病状や医療的ケアに関する情報を、リスクを含め保護者と学校等で十分に共有できること
- ・必要に応じて、主治医との連携を図ることができること
- ・医療的ケアを行うにあたり、訪問看護での対応が可能であること

としており、これら全ての要件を満たす場合に受け入れてまいりたいと考えております。

(問) このガイドラインに基づき、学校ではどのような準備が必要となるのか。

＜学校保健課・学校教育課：教育長答弁＞

(答) 学校における医療的ケア児の受入れにあたりましては、安全かつ適切な医療的ケア実施のため、あらかじめ、校長や教頭、養護教諭、担任などで構成される「医療的ケア安全委員会」を設置するとともに、校長が「学校における医療的ケア実施要項」を定めることとしております。

また、申込にあたって保護者から提出された医療的ケア実施申込書や保護者との面談内容のほか、主治医の指示書、医療的ケアを行う看護師や保護者等と情報共有した内容を基に、児童生徒の個別の「実施マニュアル」、「緊急時対応マニュアル」、「教育支援計画」を作成することとしております。

加えて、医療的ケア児の心身の状況や必要とする医療的ケアの内容、教育活動に関する留意点等について学校内で研修を行い、情報共有及び教職員の知識の向上を図ることにより、一人一人の心身の発達に応じた教育の場の提供に努めてまいりたいと考えております。

(9) いじめの重大事態について

① 自由民主党 久保 大憲 議員（6月17日）

（問）いじめの重大事態が増加した理由について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）（令和元年度が0件、2年度が1件、3年度が1件、4年度が10件、5年度が11件と）ご指摘のとおり、令和4年度以降は、増加しております。

増加の理由につきましては、市教育委員会で作成したいじめに関する資料を活用した校内研修会のほか、校園長会やいじめに関する研修会等を通じて、一人一人の教職員に「いじめ防止対策推進法」をはじめとした関係法令等に対する正しい理解が浸透し、疑いも含め、重大事態としての適正な認定や保護者の意向を尊重した対応が推進されてきたことが主な要因であると考えております。

（問）調査の結果、教育委員会が、いじめとの因果関係が認められなかったと判断した重大事態の件数を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）令和元年度から令和5年度までに発生した、重大事態23件のうち、いじめ防止対策推進法に規定する事実関係を明確にするための調査の結果、生命、心身又は財産への重大な被害、及び、相当の期間学校を欠席したことと、いじめとの因果関係が確認できなかった件数は、現時点で2件となっております。

(10) 教員の働き方改革について

① 立憲民主党 岡部 享 議員（6月17日）

（問）令和5年度の小・中学校における教員の1人当たりの1か月の時間外在校等時間の平均を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）令和5年度の小・中学校における教員1人当たりの1か月の時間外在校等時間の平均については、小学校は37時間8分、中学校は42時間9分であります。

（問）令和5年度において、時間外在校等時間の平均が多かった月、上位3月の時間外在校等時間の平均について、小・中学校別に問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）令和5年度における時間外在校等時間の平均が多かった上位3月について、小学校では、

- ・ 6月の48時間20分
- ・ 4月の47時間59分
- ・ 5月の44時間23分

となっております。中学校では、

- ・ 4月の57時間15分
- ・ 5月の54時間48分
- ・ 6月の54時間32分

となっております。

(問) 令和5年度における1か月の時間外在校等時間の平均が月45時間及び80時間を超える教員数及びその割合について、小・中学校別に問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和5年度の1か月の時間外在校等時間の平均が月45時間を超える教員につきましては、小学校では441人で、その割合は33.4%、80時間を超える教員は3人で、その割合は0.23%となっております。

中学校につきましては、月45時間を超える教員は331人で、その割合は46.6%、80時間を超える教員は7人で、その割合は0.98%となっております。

(問) 年間360時間を超える教員数とその割合について小・中学校別に問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 年間360時間を超える教員数につきましては、小学校では879人で、その割合は66.5%、中学校では510人で、その割合は71.7%となっております。

(問) 令和6年度の本市小・中学校の始業式は4月4日であり、全国の自治体と比較して早く、教員の負担軽減のために始業式を遅らせるべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 1学期の始業式の期日につきましては、台風や新型コロナウイルス感染症などによる臨時休業に備えて、授業時数を確保することや学校行事の準備にゆとりをもって取り組めるようにすることなどを考慮しながら、始業式までに土日を除いた3日間の勤務日を確保することを原則に、市小・中学校長会とも相談の上、市教育委員会で決定しております。

4月を含め年度当初の時間外在校等時間の平均が年間を通じて多くなっていることや、令和5年9月8日付文部科学省の通知において、1,086単位時間以上の教育課程を編成していた学校は、教育課程編成において見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫、改善等により指導体制に見合った計画とすることが求められていることから、始業式の期日を遅らせることや年間の授業日数の妥当性について確認する必要があることは認識しているところであります。

一方で、学期末の成績処理で忙しくなる時期に児童生徒の下校を早めたり、毎週決まった曜日に6限の授業を行わないことで教員の授業準備の時間を確保している学校もあることから、始業式の期日を遅らせることが教員の働き方改革に直結するののかについては、一概に判断できないため、他都市の状況や、その成果と課題について調査・研究をしてまいりたいと考えております。

(問) 富山市立学校における春休みの日数について、全国の自治体と比較すると短いとの報告がされているが、短い要因と見直しについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市におきましては、令和5年度末の春休み期間は12日間であり、その理由につきましては、先ほど教育長が答弁しましたとおり、授業時数の確保やゆとりをもって学校行事の準備ができるようにするためであります。

春休みの日数の見直しにつきましても、授業日数を短くすることが教員の働き方改革に直結するののかについては一概に判断できないことから、調査・研究を進めてまいりたいと

考えております。

（１１）教員給与特別措置法の改正案について

① 立憲民主党 岡部 享 議員（６月１７日）

（問）教職調整額が１０％に改正された場合の支給対象職員の平均給与に対する時間数及び金額について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）中央教育審議会初等中等教育分科会の「質の高い教師の確保特別部会」の審議のまとめでは、教職調整額について、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（人材確保法）による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも１０％以上とすることが必要であると示されました。

文部科学省が公表している中央教育審議会資料の「公立学校教員の職名別・年齢別給与試算（令和５年度）」から想定しますと、教職調整額が仮に１０％に改正された場合、

・２２歳の教諭では、給料月額が２１９，７００円で、その１０％にあたるおよそ２２，０００円程度

・３２歳の教諭では、給料月額が２９６，８００円で、その１０％にあたるおよそ３０，０００円程度

・４２歳の教諭では、給料月額が３６７，６００円で、その１０％にあたるおよそ３７，０００円程度

が支給されるものと考えられます。

教職調整額が仮に１０％に改正された場合、どの程度の超過勤務時間分にあたるのかについては、昭和４１年度に当時の文部省が実施した「教員勤務状況調査」の結果として、小・中学校教員の１週間の平均超過勤務時間である１時間４８分をもとに４％としたことから、単純に１０％となると、その２．５倍の４時間３０分が１週間あたりの超過勤務となります。また、１か月では１８時間程度の超過勤務となるものと考えられますが、実際の算定方法は、現在、中央教育審議会でも議論をしていることから、はっきりとした時間を算定することは難しい状況であります。

（問）教員についても労働基準法第３７条を適用すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）労働基準法第３７条には、使用者が労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合には、その時間又はその日の労働については、割増賃金を支払わなければならないことが規定されております。

一方、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の第１条には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。」とあり、同法第３条第２項には、「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。」とあります。

ある事柄に関して異なった規定となっている場合には、その事柄に関しては、一般法よりも特別法が優先して適用されるため、現行の法の下では、教員に労働基準法第３７条を

適用することはできないものであることから、今後の国の法改正の議論を注視してまいりたいと考えております。

(問) 教職調整額の増額をはじめ、今回示された改正案で教員の長時間労働が改善できるかなど、教員給与特別措置法見直し案を含め、教員の働き方改革について、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 教職調整額の増額をはじめとする教員の処遇改善については望ましいものと考えておりますが、今回示された改正案で教員の長時間労働が改善できるかなど、いわゆる給特法の見直し案については、現在、中央教育審議会が審議しているところであり、私の立場から見解を述べることは差し控えさせていただきます。

市教育委員会としましては、教員が子どもと向き合う時間を確保するために、校務支援システムの導入や勤務時間外の電話対応に代わる自動音声ガイダンスの導入等を進めてきたところですが、これまで何度も申し上げてきたとおり、多忙化の解消や教育環境を改善するためには、業務の増加に対応した教職員の増員しかないという考えに変わりはなく、今後とも全国都市教育長協議会や中核市教育長会、教育委員会連合会などを通して、引き続き国や県に対して教職員の増員を強く働きかけてまいりたいと考えております。

(12) 令和6年能登半島地震に伴う自治公民館の被災対応について

① 立憲民主党 岡部 享 議員(6月17日)

(問) 地震や液状化に伴う自治公民館修繕の要望はどの程度あるのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 市内には、町内会などが自主的に運営を行う自治公民館が約950か所あり、今回の能登半島地震による強い揺れや液状化現象に伴う自治公民館修繕の要望につきましては、現在のところ10件となっております。

(問) 公民館及び公民館類似施設建設補助金について、電柱等の関連施設の修繕については対象とならないとのことであるが、能登半島地震等の災害に伴う修繕については対象とすべきと考えるが、見解を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、自治公民館の活動を支援するため、「富山市民館及び公民館類似施設建設補助金交付要綱」を制定し、新築または全面改築の場合は、世帯数に応じて220万円から350万円、修繕等については、50万円を限度に助成を行っております。

本制度は、建物本体の工事に係る補助であり、これまでは、助成を受けてから5年を経過しないと新たな申請はできませんでしたが、今回の能登半島地震の被害状況に鑑みて、過去5年以内における補助金の交付の有無に関わらず、補助申請ができるよう制度を見直し、被災した建物の修繕等に迅速に対応できるようにしたところであります。

市教育委員会といたしましては、地域住民の方々が自治公民館活動を実施するにあたり、大きな影響を及ぼす建物本体に係る工事を支援することが何よりも重要と考えており、電柱等をはじめとする関連施設に対する支援については考えていないところであります。

その他 10

2024
7/20

9/1

特別展

落ちる
ひっぱる
そして、
曲げられる♪



関連イベント

各日
先着100人程度

7/27

7/28

大きな竹ブランコに
乗ってみよう



イベント詳細

開館 午前9時～午後5時
(入館は午後4時半まで)
観覧 大人530円(プラネタリウム1回観覧含む)
+
特別展観覧料100円
・高校生以下無料
・小学生以下の団体は引率者同伴

協力：愛媛県総合科学博物館、株式会社村田製作所、富山大学理学部物理学教室



富山市科学博物館

TOYAMA SCIENCE MUSEUM

〒939-8084
富山市西中野町一丁目8-31
Tel 076-491-2123



博物館ホームページ

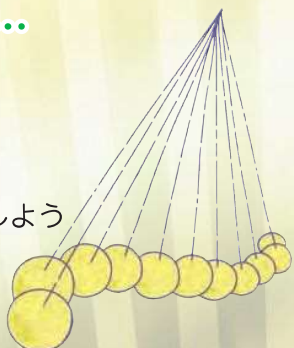
身近なブランコの動きから、遠くの宇宙からやってくる重力波まで、「重力」という力はあらゆるところで働き、私たちは知らないうちにそれを利用しています。世界を支配している重力を「**3つの視点**」から、さまざまな体験装置を通して紹介します。

視点 1 地上では…

落ちる！

主な体験装置

- ・一緒に落下して観察しよう
- ・振り子スネーク



視点 2 地球を飛び出してみると…

ひっぱる！

主な体験装置

- ・天体別の体重測定器



視点 3 ブラックホールの近くでは…

曲げられる！

主な体験装置

- ・ブラックホール重力場モデル



ガリレオくん

ニュートンくん

アインシュタインくん



大きな竹ブランコに乗ってみよう

協力：NPO法人 Bamboo saves the earth

大きな竹ブランコが2日間限定で城南公園にやってくる！長さの違う竹ブランコを乗り比べ、特別展のテーマ「重力」を体験しよう。

日時 7月27日(土)・28日(日) 9:00～11:30、13:00～15:30

ところ 科学博物館前 城南公園

対象 どなたでも

定員 各日先着100人程度

当日朝8:45から科学博物館正面玄関前で整理券を配布

参加費 無料



イベント詳細



自由研究のまとめ方相談会＆標本の名前を調べる会

採取した生き物や石などの名前や自由研究のまとめ方、科学に関する質問に、専門家が何でもお答えするよ！

日時 8月18日(日) 10:00～16:00

ところ 科学博物館 多目的学習室

対象 どなたでも

定員 なし

参加費 無料



イベント詳細



武士の備え

―富山ゆかりの武具―



令和6年

7月6日[土]―9月29日[日]

富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM



企画展

武士の備え ー富山ゆかりの武具ー

武士は、敵を攻撃し、また身を守るための道具として、様々な武具を用いました。そして、いつの時代も武具に実用品としての機能性はもちろん、見た目の美しさも求めたのです。自らの武具に家紋や装飾を施し、他者との区別をつけることは、武士としての権力を誇示するための一手段であったのでしょう。

さらに江戸時代になり、戦のない泰平の世が訪れると、武具は実用品から家格を示す道具となっていき、より一層美しさや豪華さが迫られ、様々な装飾で彩られた芸術的な品々が製作されました。ここ富山の地においても、各家の家紋や流行、四季などを織り込んだ様々な模様をあしらった武具が今日に伝わっています。

本展では、当館で所蔵する富山ゆかりの武具をご紹介します。江戸時代の武士たちの美意識と武具の装飾に込められた想いを是非ご堪能ください。



三ツ鱗紋陣笠



丁子梅鉢紋火事羽織



杉田青貝細工 鳳凰図鐙

会 期 令和6年7月6日(土)～9月29日(日)
休館日 7月17日(水)、9月11日(水)
開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)

〔チラシ表面の資料〕 萌黄糸威胴丸、十文字鎌槍

観覧料 大人210円(170円) 高校生以下は無料
※()内は20名以上の団体料金
※この料金で、常設展示もご覧いただけます。

学芸員による展示解説会

7月27日(土)、8月17日(土)、9月29日(日)
いずれも午後2時より
予約不要、参加無料(ただし、入館料が必要です)

常設展 富山城ものがたり

展示室では、400年以上の歴史を持つ富山城の歴史を、模型や映像も使いながら、分かりやすく紹介しています。また、4階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。

願海寺城跡から発見されたものも展示しています。

■アクセス

JR富山駅から徒歩約10分
地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
富山空港より連絡バスで20分
北陸自動車道 富山ICより車で約15分

■駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。
最も近いのは城址公園地下駐車場です。



富山市郷土博物館
TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM
〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内
TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060
<https://www.city.toyama.lg.jp/etc/muse/>

入選作家

Selected Artists

Alexandra HIRST
Bailey DONOVAN
Birgit PAHLAPUU
Carol MILNE
Cathryn SHILLING
Celia DOWSON
Dafna KAFFEMAN
Dalia TRUSKAITE
David PATCHEN
David SCHNUCKEL
Dimee
Dongheng YANG
Emilia SMITH
Gayle CHURCH
Hannah GASON
IPDS STUDIO
Isao UEMAE
Jianying GUO
Jinya ZHAO
Karina DEL SAVIO
Katsuyuki NAKANISHI
Koichi MATSUFUJI
Leah WINGFIELD
Maki IMOTO
Maria BANG ESPERSEN
Maria TORRENDELL
Michiko SAKUTA
Mitchell GAUDET
Nadine SAYLOR
Nina CASSON MCGARVA
Pavel KORBICKA
Peter KOVACS
Rina MATSUJO
Robert BURCH
Sachi FUUKAKE
Saki TANAKA
Shige FUJISHIRO
Silvia ZIMMERMAN
Simone FEZER
Siyu ZHUANG
Tanja PAK
Tomas PROKOP
Tracy MCHOLLS
Two Tone Studios
Vladimir KLEIN
Vladimir PROCHAZKA
Yosuke SHIKADA
Yui KINOSHITA
Yukito NISHINAKA
Zuzana KUBELKOVA

大賞 Grand Prize

《réverie》タンニャ・パック/Tanja PAK スロベニア共和国/Republic of Slovenia

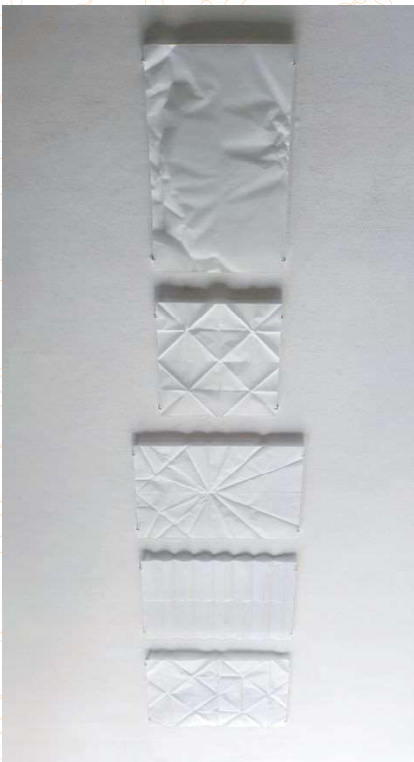


概要

本展は、世界の現代ガラスアートの最新の成果を集め、その発展に貢献するために開催されるトリエンナーレ形式の国際公募展です。2018年の初回を皮切りに、2021年の2回目となる今回は、世界50の国と地域から785点の応募がありました。本展では、1次審査を通過した作品約50点を展示します。本展の開催が造形表現の新たな展望を開くと同時に、「ガラスの街とやま」が現代ガラス芸術の拠点として、世界に大きく羽ばたく契機となります。無限の可能性を秘めた現代ガラスアートの今をお楽しみください。

Overview

This exhibition is an international, open-submission triennial that showcases outstanding works of contemporary glass art from around the world. Bringing together the latest achievements in glass art, it contributes to that art's further development, throughout the world. The first competition and exhibition were held in 2018, and the second was held in 2021. This year, the third of these competitions attracted 785 entries, from fifty countries and regions throughout the world. The exhibition presents about fifty works selected through the first judging. This exhibition will showcase new perspectives in this form of artistic expression and offer a new opportunity to establish Toyama, the Glass Art City, as a global center for glass art. Contemporary glass art has infinite possibilities—enjoy exploring them in this exhibition.



金賞 Gold Prize

《Forgotten》
ダリア・トルスカイト
Dalia TRUSKAITE
リトニア共和国
Republic of Lithuania

銀賞 Silver Prize



《Riot of flies》ビルギット・ペラプウ/Birgit PAHLAPUU
エストニア共和国/Republic of Estonia 撮影/Photo: Temu KHeingja



《光の満ち引き／The ebb and flow of the light》
作田美智子/Michiko SAKUTA
日本/Japan 撮影：末正雄礼生/Photo: Naoto SUEMASA

審査員賞 Jury's Prize



《dress for a heroes II》
ジモーネ・フイザー
Simone FEZER
ドイツ連邦共和国
Federal Republic of Germany
撮影/Photo: Ele Ränge



《Untitled (Level #2)》
ヤン・ドンハン
Dongheng YANG
中華人民共和国
People's Republic of China



《The Gestures of Glassmakers N.2》
(Les épis de fâtage of Sars-Poteries)）
ディミエ/Dimee
フランス共和国/French Republic
撮影/Photo:Dimee, Adèle Robineau



《unknown unknowns》
松尾里奈/Rina MATSUO
日本/Japan